

事務連絡
令和8年 月 日

各指定特定相談支援事業所
各指定障害福祉サービス事業所 各位

奈良市障がい福祉課長
(公 印 省 略)

訓練等給付・地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱いについて（通知）

平素より、本市における障害者福祉の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年度の奈良市障害者介護給付費等認定審査会（以下、審査会という）において、訓練等給付事業および地域相談支援給付の標準利用期間を超える支給決定を行う際に、審査会における個別審査を経る必要がありますが、延長後の支援方針についてより詳細な記載を求められることがありました。

このたび、当該取扱いについて下記のとおり改めて整理しましたので、ご確認のうえ各事業所で該当する利用者がおられる場合は、適切な対応をお願いいたします。

また、延長後の障害福祉サービスの提供にあたっては、延長後の支援方針に従って目標が達成されますよう、計画的かつ効果的な支援の実施に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 標準利用期間の原則

以下の障害福祉サービスは、標準利用期間の更新に審査会の個別審査が必要になります。

詳細は「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」（令和7年9月）のP106からを参照。

サービスの種類	標準利用期間
自立訓練（機能訓練）	1年6か月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間）
自立訓練（生活訓練）	2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては、3年間）
就労移行支援	2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）
自立生活援助	1年間
宿泊型自立訓練	2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては、3年間）
共同生活援助における地域移行型ホーム	2年間
共同生活援助におけるサテライト型住居の利用	3年間
地域移行支援	6か月

2. 延長期間について

延長は審査会の個別審査を経て、必要と認められた場合に限り可能です。

サービスの種類	延長期間	備考
自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 宿泊型自立訓練	最長1年間	原則1回のみ
自立生活援助	最長1年間	更なる更新の可否については審査会で判断
共同生活援助における地域移行型ホーム	必要最小限の期間	・原則1回のみ ・延長期間は審査会で判断
共同生活援助におけるサテライト型住居の利用	最長3年間	
地域移行支援	最長6か月	更なる更新の可否については審査会で判断

3. 手続きについて

- ① 標準利用期間を超えてサービス利用が必要な場合は、支給決定期間終了の2か月前までに、奈良市役所障がい福祉課生活支援係までご連絡ください。（例：5月31日が終了日の場合 → 3月31日までに連絡）
- ② 延長希望者については、審査会の個別審査に向けた認定調査を実施します。認定調査には事業者の同席をお願いするとともに、以下の書類をご提出ください。

【提出書類】

- ・標準利用期間を超えるサービス利用に関する理由書（奈良市指定様式）
- ・利用期間延長に係る個別支援計画（案）（任意様式）

提出書類の件などでご不明な点がございましたら、障がい福祉課生活支援係までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

奈良市役所 障がい福祉課 生活支援係
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL:0742-34-4593